

那覇市・南風原町環境施設組合議会会議規則の一部を改正する規則制定について

那覇市・南風原町環境施設組合議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のように制定する。

平成26年7月25日提出

提出者 那覇市・南風原町環境施設組合議会議員  
野原嘉孝  
賛成者 那覇市・南風原町環境施設組合議会議員  
赤嶺奈津江

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)が平成24年9月5日に公布されたことにより、本議会においても、規則で引用している条にずれが生じたため、改正する必要があるため提案する。

平成26年7月25日 原案可決

那覇市・南風原町環境施設組合議会

議長 平良仁



那覇市・南風原町環境施設組合議会会議規則の一部を改正する規則

那覇市・南風原町環境施設組合議会会議規則（平成12年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(修正の動議) 第17条 修正の動議は、その案を備え、<u>法第115条の2</u>の規定によるものについては、所定の発議者が連署して、その他のものについては、2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p>	<p>(修正の動議) 第17条 修正の動議は、その案を備え、<u>法第115条の3</u>の規定によるものについては、所定の発議者が連署して、その他のものについては、2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p>
<p>備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。